省　令

○総務省令第五十五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の二第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第十七条の三の三の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防火対象物の点検及び報告）	（防火対象物の点検及び報告）
第四条の二の四　［略］	**第四条の二の四**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　防火対象物点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。	5　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	二　禁錮以上の刑に処せられたとき。
［三～六　略］	［三～六　同上］
（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）	（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）
第三十一条の六　［略］	**第三十一条の六**　［同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］
8　消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。	8　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	二　禁錮以上の刑に処せられたとき。
［三～六　略］	［三～六　同上］
（防災管理点検及び報告）	（防災管理点検及び報告）
第五十一条の十二　［略］	**第五十一条の十二**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　防災管理点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。	4　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	二　禁錮以上の刑に処せられたとき。
［三～六　略］	［三～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第五号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月三十日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五十六中「[削除]」を「[削除]」に改める。

附　則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う個人情報保護委員会関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「[削除]」を「[削除]」に改める。

一　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）第3－4(3)の表

二　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）第3－4(3)の表

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

○厚生労働省告示第百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿